

## 動物愛護指導センターについて（Q & A）

更新日：平成 29 年 1 月 13 日

栃木県では、平成 18 年度を基準年度として、平成 20 年 3 月に「栃木県動物愛護管理推進計画」をつくりました。この計画に基づいて動物愛護管理行政に取り組んできた結果、犬や猫の収容数や殺処分数を大きく減少させることができました。

平成 26 年 3 月にはこの計画を改定し、人と動物の共生する社会の実現を目指して更に取り組んでいくこととしました。

栃木県の動物愛護の拠点となっている動物愛護指導センターについて、御紹介します。

### Q 1 動物愛護指導センターって何をしているところ？

動物の愛護及び管理に関する法律には、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで正しく取り扱うことが定められています。

栃木県では、動物愛護指導センターが中心となって、すべての人がこの法律を理解し、動物がその命を終えるまで正しく飼ってもらうために（終生飼養と言います）、講習会や動物に関する相談・苦情の受付など、主に以下のようなことに取り組んでいます。

- ・動物とのふれあい教室
- ・犬や猫を正しく飼うための講習会
- ・迷子になった犬の飼い主探し（返還）
- ・飼い主のいない犬や猫の新しい飼い主探し（譲渡）
- ・犬のしつけ方教室
- ・動物愛護フェスティバル
- ・野良犬の捕獲
- ・飼えなくなった犬や猫の引取り
- ・動物に関する相談や苦情の受付
- ・ペットショップなどへの立入検査や監視指導
- ・ライオンなどの危険な動物によって、人に危害が加わらないように、飼っている場所への立入検査や監視指導

## Q2 栃木県内で飼い主のいない犬や猫はどれくらいいるの？

平成 27 年度に動物愛護指導センターが収容した犬や猫は 1,966 頭で、平成 18 年度\*と比較すると 3 分の 1 以下になっています。

※平成 20 年度にスタートした栃木県動物愛護管理推進計画の基準年度

県では、栃木県動物愛護管理推進計画に基づいて、飼い主のいない犬や猫の数を減らすために、終生飼養の大切さを県民の皆様を広める取組を続けてきました。また、安易に犬や猫を手放してしまう人を減らすために、引き取る時の手数料を有料にしたり、引き取る場所を集約したりしました。

このような取組の結果、動物愛護指導センターが収容した犬や猫は、平成 18 年度と比較して平成 27 年度は **73%** 少なくなりました。

＜犬や猫の収容数＞

	平成 18 年度※	平成 27 年度
全国	386,483 頭	150,085 頭 (61%減少)
栃木県	7,154 頭	<b>1,966 頭 (73%減少)</b>

## Q3 飼い主のいない犬や猫はどうなるの？

動物愛護指導センターでは、逃げ出してしまった犬や、飼い主の都合でどうしても飼えなくなってしまった犬や猫を 2ヶ所あるドッグセンター（日光市、栃木市）に収容しています。

そして、収容した犬や猫は以下のように対応しています。

- ①逃げ出して迷子になってしまった犬を収容した場合、動物愛護指導センターのホームページに写真を載せるなどして元の飼い主を探して返します（返還）。
- ②元の飼い主が見つからない犬や、飼い主から引き取った犬・猫を収容した場合、新しい飼い主を探して譲ります（譲渡）。
- ③返還や譲渡できなかった犬や猫はやむを得ず殺処分しています。

#### Q4 ドッグセンターってどんなところ？

ドッグセンターは、収容した犬や猫に元の飼い主や新しい飼い主が見つかるまでの仮の住まいになります。なお、2ヶ所あるドッグセンターの概要は以下のとおりです。

##### ①栃木県ドッグセンター（日光市）

平成3年に全面改築し、犬抑留室（5室）、犬個室（1室）、子犬室（1室）、猫室（1室）などがある施設です。

##### ②県南ドッグセンター（栃木市）

昭和60年に改築し、犬抑留室（5室）、子犬室（1室）、猫室（1室）、負傷犬室（3室）、咬傷犬室（2室）などがある施設です。

#### Q5 栃木県ドッグセンターは日光市にあるけど、寒いときはどうしてるの？

栃木県ドッグセンターの成犬が収容される部屋には、平成28年度に床暖房を設置し、平成29年1月より稼働しています。子犬に対しては冬期に限らず必要に応じて暖房マット等を使用しています。

##### ○床暖房

- ・サイズ 各部屋 3m×1.1m
- ・加熱能力 0.73kw

##### ○暖房マット

- ・サイズ 100cm×60cm または 90cm×60cm
- ・温度設定 約20～40℃

また、弱っているなど配慮が必要な犬や猫については、エアコン設備のある動物愛護指導センター（宇都宮市今宮）の動物保護室等において管理しています。

なお、犬や猫が収容される部屋の温度については、平成25年4月から平成28年12月に測定した範囲の中で、氷点下となったのは18日（すべて1月）あり、最も低い温度はマイナス0.7℃でした。（温度計設置場所は犬抑留室内通路中央、地上1m地点）

#### Q6 犬や猫たちの居心地は怎なの？

収容された犬や猫が居心地よく過ごせるよう、部屋の清掃と消毒を毎日行っています。エサは十分な量を与えているほか、食べられない犬や猫がいる場合には別にエサを与えるなど配慮しています。また、部屋の清掃・消毒については、常駐している獣医師が毎日チェックしています。

なお、病気がうつることを防ぐために、四季を通じての暖房マットの設置はしていませんが、さらに居心地をよくするために、材質などを十分考えた上で、すのこなどを設置してまいります。

### Q7 けがや病気の犬や猫たちはどうなるの？

けがや病気にかかっている犬や猫については、動物愛護指導センターの動物保護室で、動物愛護指導センターの獣医師が健康管理をしています。

また、栃木県ドッグセンターには獣医師が常駐し、収容された犬や猫が病気にならないように日々の健康管理を行ったり、施設の衛生管理を行っています。

引き続き、動物愛護指導センターとドッグセンターが常に連携しながら健康管理を行っています。

### Q8 職員は、動物に関する知識や技術をどうやって学んでいるの？

動物愛護指導センターには獣医師職員が14人いて、獣医師以外の職員とともに、研修などで得た知識や技術を共有しています。加えて、動物愛護指導センターの職員は、動物病院福祉協会（JAHA）の行う「家庭犬のしつけ方講座」を計画的に受けて知識や技術の向上につとめ、日々の業務に生かしています。

### Q9 動物愛護指導センターに行けば犬や猫をもらえるの？

希望する人に対して譲渡をしています。

なお、動物愛護指導センターでは、動物愛護の精神を育み、正しい飼い方（終生飼養など）のできる飼い主を増やしていくために犬や猫の譲渡を行っています。そのため、飼いたいと思っている人が最後まで責任を持って飼えるかどうか、家族全員が飼うことに同意しているかどうか、家が動物を飼える環境かどうか、などを確認した上で譲渡しています。

犬や猫を飼いたい、と思ったら家族と十分話した上で、動物愛護指導センター（028-684-5458）に相談してください。

### Q10 譲渡するために何か工夫しているの？

子犬については、よりたくさんの人に子犬の良さを知ってもらうために、県民の皆様が直接目にしたり、ふれあったりすることができるよう動物愛護指導センターの子犬飼育室で展示しています（月曜、年末年始を除く）。

また、より広く新しい飼い主探しができるよう、動物愛護指導センターに登録した団体等と協力しあって（協働して）新たな飼い主を広げる取組を行っています（団体等譲渡といいます）。

なお、動物愛護指導センターでは団体等譲渡のほかにも、毎月1回子犬の譲渡会を行ったり、毎年9月に動物愛護フェスティバルを開催しています。

### Q11 成犬や猫は譲渡しないの？

これまでも、成犬や猫の譲渡に取り組んできましたが、平成27年度に動物愛護指導センター内の愛護館展示室を成犬の譲渡施設として改修しました。

**Q12 栃木県では殺処分されてしまう動物たちはたくさんいるの？**

平成 27 年度の犬や猫の殺処分数は、団体等譲渡の開始などで平成 18 年度と比較して **88%**減少させることができました。今後も、殺処分されてしまう犬や猫をゼロにすることを最終目標に、返還や譲渡に取り組んでいきます。

＜犬や猫の殺処分数＞

	平成 18 年度	平成 27 年度
全国	350,039 頭	92,656 頭 (74%減少)
栃木県	6,871 頭	<b>852 頭 (88%減少)</b>

**Q13 今後はどうしていくの？**

県では平成 26 年 4 月から、より高い目標値を設定した栃木県動物愛護管理推進計画をスタートさせ、関係機関・団体と一層連携・協力しながら、引き続き**終生飼養**の普及啓発を実施するなど、本県の動物愛護管理行政のビジョンとして掲げた「人と動物の共生する社会をつくり、処分ゼロを目指します」の実現に努めて参りますので、御支援、御協力をお願いします。

**Q14 ペットショップへの指導はどうしているの？**

動物取扱業監視指導要領に基づき、年度ごとに監視計画を策定し定期的立入検査を実施しています。さらに平成 26 年度から 100 頭を超える施設については、年 1 回以上の定期的な立入を実施しています。苦情があった場合は、その都度対応し適正飼養の推進を図っています。

また、全登録事務所の取扱責任者を対象とした、法令、飼養施設、動物の管理に関する方法、業務の実施に関する研修会を開催し、資質の向上を図っています。

(お問い合わせ先) 栃木県動物愛護指導センター  
E-mail : [doubutsu-asc@pref.tochigi.lg.jp](mailto:doubutsu-asc@pref.tochigi.lg.jp)